

久納会計FAXニュース

消費税率アップの実務対応

平成25年7月31日



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

8月12日(月)・13日(火)はお盆休みとさせていただきますので、何とぞよろしく
お願いいたします。

参議院選挙は予想通り自民党の圧勝に終わりましたが、安倍首相に迷いが生じているという報道もあり、消費税の引き上げについては明確な方針はまだ出されていません。法律上は「経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」という条件が記載されているため、今秋の閣議で最終的な判断がされる見通しです。

消費税の増税は国民にとって大きな負担増となります。来年4月に予定されている8%への増税でも年間6兆円程度の所得が国民から国・地方自治体に移転することになり、こうした負担増による景気の後退が一番気になるところです。

企業にとっても景気が一番の関心事であることはもちろんですが、経理事務の対応、消費税の価格への転嫁など、考えなければならない問題がたくさんありますので、しっかりと準備しておくことが必要です。

旧税率を使うか、新税率を使うか

平成9年に消費税が3%から5%に引き上げられた際に実務で問題となったのは、改正の前後で旧税率3%を適用すべきか、新税率5%を適用すべきかの判断が非常に煩雑だったことでした。今回も同じように、平成26年4月1日(以下、「施行日」といいます。)の前後に行われる取引で、旧税率の5%を適用すべきか、新税率の8%を適用すべきかで混乱が生じることが予想されます。以下では、8%の新税率適用の際の誤りやすい事例をピックアップしてみました。

(施行日をまたぐ取引)

施行日の前日(平成26年3月31日)までに商品の売買契約を締結し、施行日(平成26年4月1日)以後に引渡しを行った場合には、商品の引渡しが施行日以後であるため、8%の新税率を適用します。施行日の前日までに締結した契約であっても、目的物の引渡しが施行日以後となった場合には、旧税率は使用せず、新税率で計算する必要があります。

(施行日の前日までに購入した在庫)

施行日の前日(平成26年3月31日)までに仕入れた商品を、施行日(平成26年4月1日)以後に販売した場合は8%の税率が適用されます。当該商品の販売は施行日以後に行われたものですから、新税率を適用します。また、当該商品の仕入れは施行日の前日までに行われたものですから、当然ですが5%の消費税が適用されています。8%の税率は、経過措置の適用がある場合を除き、施行日以後に行われる取引についてのみ適用されます。

(施行日をまたぐ返品等)

施行日より前に行った商品の販売(旧税率5%を適用)について、施行日以後に商品の返品があり、売上代金の返金をした場合には、返品の消費税の計算は旧税率で行います。「返品・値引き・割戻し」については、返品等があった時点の税率ではなく、その商品を販売した時点の税率を適用することとされています。

また、仕入れ商品の返品・値引き・割戻しを行った場合も同様の取り扱いとなります。

税率引上げに伴う経過措置

ここまで見てきたとおり、平成26年4月1日以後に行う取引には原則として8%の消費税が課せられますが、経過措置として、一定の条件を

満たす取引については、従来通り5%の消費税で済むものもあります。よく、注文住宅の広告で「平成25年9月30日までに契約を締結すれば、増税後も消費税が5%で済みます」というようなコピーを見かけますが、これも経過措置の適用を受けられる事例のひとつです。次から経過措置が適用されるケースをいくつかご紹介していきます。

請負契約に関する経過措置

①原則 請負契約についても、原則として相手方に目的物を引き渡した日、又は、役務提供の場合、役務の全部を完了した日が施行日（平成26年4月1日）より前か後かで税率を判定します。しかし、消費税増税による駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことなどを勘案して、次のような経過措置が設けられています。

②経過措置 事業者が、指定日（平成25年10月1日のことをいいます。）の前日である平成25年9月30日までに締結した工事の請負契約、製造の請負契約その他の一定の請負契約については、目的物の引渡しが行われる日（平成26年4月1日）以後となった場合でも、5%の旧税率を適用することができます。例えば、平成25年9月1日に工事請負契約を締結したが、完成までには数か月間を要する工事のため、引渡しが平成26年4月30日となるような場合です。この工事の対価については、消費税は5%で計算することができます。

経過措置の対象となる請負契約には、建設工事など工事の請負、機械の製作など製造の請負のほか、測量、地質調査、設計、ソフトウェアの開発等の請負契約も含まれています。

③留意事項 経過措置を適用した請負契約について、契約後に請負金額が増減することがあります。変更後の請負金額が当初の請負金額より少ない場合には、減額後の請負金額の全額が経過措置の適用対象となり旧税率を適用することができます。反対に、指定日（平成25年10月1日）以後に増額変更した場合、当初の請負金額を超える部分については経過措置が適用されず、新税率を適用して消費税を計算することになります。例えば、当初100万円の請負契約を、平成

25年11月1日に増額変更した場合、100万円分については5%の税率で消費税を計算することができますが、増額した50万円分については8%の税率によらなければなりません。

資産の貸付けに関する経過措置

①原則 事務所や駐車場の貸付など、資産の貸付の場合、平成26年4月1日以後に支払を受けるべき日が到来するものについては、8%の税率が適用されます。

②経過措置 平成25年9月30日以前に契約を締結しているものについては、平成26年4月1日以降も5%の税率により消費税を計算することができます。しかし、この適用を受けるためには、貸付期間及びその期間中の対価の額が定められていることが必要です。また、事業者が事情の変更その他の理由により賃料の額の変更を求めることができる旨の定めがないことが経過措置適用の条件となっています。一般的な不動産賃貸契約書には「経済事情の変動、公租公課の増減、近隣の同種物件の賃料との比較等によって著しく不相当となったときは、両者協議の上、賃料を改定することができる」といった規定がありますので、このような記載がある場合には経過措置の適用ができません。

他に、契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申し入れができる旨の定めがない場合も経過措置の適用を受けることができますが、こちらの要件の場合、他に、対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していることも必要となります。

消費税法の改正にかかる規定は多岐にわたりますが、今回は紙面の都合上、ごく一部のみをご紹介させていただきました。顧問先の皆様には、取引上必要と思われる規定とその対応策を、各担当者より随時ご提供してまいります。

以上